

# 転院搬送の要請に関する手引き

比企広域消防本部

## 背景

消防機関による救急搬送件数は、高齢化の進展等により増加傾向にあります。

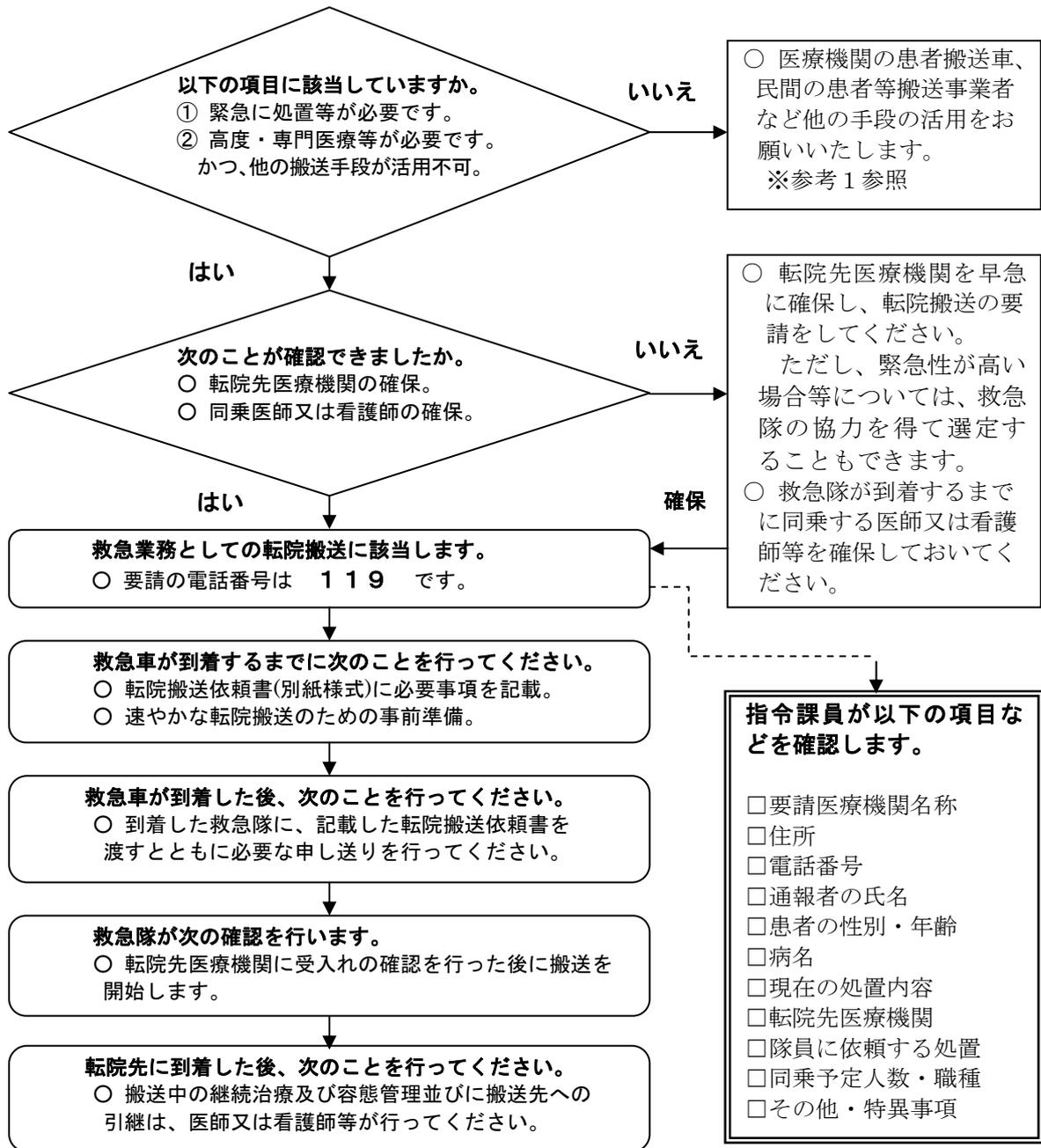
平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会（総務省消防庁、厚生労働省）では、限りある搬送資源（救急車）を緊急性の高い事案に優先して投入するため、転院搬送に係る救急車の適正利用についても検討されています。

これを踏まえて当消防本部では、埼玉県西部第二地域メディカルコントロール協議会の転院搬送実施要領を基に、消防機関が行う救急業務としての転院搬送に関する手引きを作成しましたので、活用いただくとともに、緊急性の高い傷病者に優先的に搬送資源（救急車）を投入できるよう、御協力をお願いいたします。

確認事項	
1 転院搬送の要件	<p>以下の①及び②に該当し、③の搬送手段が活用できない場合に、救急業務としての転院搬送の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 緊急に手術・処置等が必要であること。</li><li>② 高度・専門医療が必要であること。</li><li>③ 医療機関が所有する患者等搬送車(病院救急車を含む)、民間の患者等搬送事業者※などの他の搬送手段が活用できない場合。</li></ul> <p>※比企広域消防本部認定 患者等搬送事業者一覧（参考 1）</p>
2 転院先医療機関の確保	<p>転院搬送先医療機関の確保を事前にお願います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 要請元医療機関が搬送先の医療機関から受入れの了解を受けておくこと。ただし、緊急性が高い場合等については、救急隊の協力を得て選定することができる。</li><li>② 搬送先医療機関は、本来の救急業務に支障のないよう、搬送所要時間や距離等を考慮して選定すること。</li></ul>
3 医師又は看護師の同乗	<p>原則として、要請元医療機関の医師又は看護師等の同乗が必要です。ただし、同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて要請医療機関が患者、家族等に説明し了解を得てください。</p>
4 転院搬送依頼書	<p>転院搬送依頼書(別紙様式)※に必要事項を記載し、到着した救急隊に渡してください。なお、傷病者の緊急性が高く処置が中断できない等の理由により記載ができない場合は、救急隊が必要な内容を聞き取り、代行記載しますので、記載後、担当医師の署名をお願いします。</p> <p>※転院搬送依頼書(別紙様式)は、比企広域消防本部のホームページから印刷できます。</p>
5 その他	<p>救急隊から依頼者に必要な情報確認及び追加情報等を求めることがあります。</p>
6 要請手順	<p>「転院搬送の要請手順」(裏面)を参考にして、転院搬送業務にご協力をお願いします。</p>

【問合せ】比企広域消防本部 警防課 電話：0493-23-2267（平日 8:30～17:15）

# 転院搬送の要請手順



## 【転院搬送の基準を満たさないと考えられる事例】

- 検査目的  
高齢者施設内で発熱したため、施設の車で医院を受診、状態は安定していたが精密検査が必要なため、関連医療機関へ救急車で転院搬送となった。
- 緊急性がない  
病院での治療が終わり、症状が安定したことにより、リハビリによる療養が必要となったため、リハビリ専門医療機関へ救急車で転院搬送となった。

## 【転院搬送時の注意事項】

- 救急自動車に同乗した医師等については、傷病者搬送後、引き続き同乗しての帰院することが可能です。ただし、救急隊が他の救急業務に対応する必要がある場合については、その都度、救急隊と医師等が調整の上、判断することがあります。  
救急車に同乗し帰院できない場合の準備をお願いします。
- 転院搬送理由等に関し、後日、問合せさせていただく場合があります。
- 転院搬送依頼書は、消防本部で保管し事後検証等に活用させていただきます。